

埼玉グリーン購入ネットワーク会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、埼玉グリーン購入ネットワークと称する。埼玉 Green Purchasing Network (略称を埼玉GPN) とする。

(事務所)

第2条

事務所をさいたま市内に置く。

(目的)

第3条

本会は、埼玉県内の事業者、消費者、教育関係者、行政、民間団体等と連携し、地球環境への負荷の小さい製品やサービスを優先的に購入するグリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発事業や情報提供事業、調査研究事業などを行う。これにより埼玉県内において環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促進し、ひいては地球温暖化防止や3R推進等に貢献し、持続可能な発展、社会経済と環境との共生、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) グリーン購入に関する情報の収集及び提供事業
- (2) グリーン購入に関する普及啓発及び教育研修事業
- (3) グリーン購入に関する調査研究事業
- (4) グリーン購入に関する連携推進事業
- (5) 会員相互の情報交換、会員のための活動支援事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条

本会は、本会の目的に賛同して入会した埼玉県内で活動する事業者、民間団体、学校などの教育関係団体、行政等の団体を会員とする。

- 2 本会に入会する団体は、同時にグリーン購入ネットワーク(以下「GPN」)の会員資格を得るものとする。

(GPNとの関係)

第6条

本会は、独自の取り組みと併せて、GPNと連携しグリーン購入の普及・啓発事業を協働して行う。

(入会及び退会等)

第7条

本会に入会しようとする団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入して、事務局に提出しなければならない。事務局は、入会申込者が第3条に定める本会の目的に賛同する場合、正当な理由がない限り、幹事会の承認を経て入会を認め、これを入会申込者に対し通知するものとする。

- 2 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のための所定の手続きを行い、随時退会することができる。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 会員である企業又は団体が解散したとき。
- (2) 会員が正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

4 本会に入会しようとする団体は、入会時に所定の入会金を納入するものとする。

5 会員が本会の会則に定める規定に違反した場合、または本会の名誉を傷付け、本会の目的に反する行為をした場合には、運営委員会の議決をもって退会とすることができる。

(会費)

第8条

本会の会員は会費1口以上を事業年度ごとに納入しなければならない。

2 会費の額は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第9条

会員が第7条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費は返納しない。

(サポーター)

第10条

本会は、本会の目的に賛同して入会した個人をサポーターとする。

2 サポーターは、事業年度毎に1口以上のサポーター会費を納入しなければならない。

3 サポーター会費の額は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員

(役員)

第11条

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 10名以上、30名以内
- (4) 会計監事 2名

(役員を選任等)

第12条

運営委員は、会員及び第15条に規定するアドバイザーから総会で選任する。

2 会長、副会長は、運営委員会で互選する。

3 会計監事は、運営委員会で選任する。

4 会計監事は、運営委員または本会の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第13条

会長は、本会を代表し、その業務を総轄する。

2 副会長は、代表を補佐し、会長に事故ある時、または、会長が職を辞したときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の定め及び運営委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 会計監事は、運営委員会の業務執行の状況、及び本会の財産の状況を監査する。

(役員任期)

第14条

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定に関わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 会長の再任は、原則として1回までに限ることとする。

(アドバイザー)

第15条

本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本会の目的に賛同する個人で、グリーン購入に関わる専門的な知識や経験を持つ者とし、会の活動に指導、助言をする。

3 アドバイザーは運営委員会の推薦により、会長が任命する。

4 アドバイザーは、会員と同じ資格で本会の活動に参加することができる。

5 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種別)

第16条

本会の会議は、総会と運営委員会とする。

(総会の種別)

第17条

当会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第18条

総会は会員を持って構成する

(総会の開催)

第19条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき召集する

3 総会の議長は会長が執り行う。

(総会の招集)

第20条

総会は会長が招集する。

(総会の審議事項)

第21条

総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 会則の改正に関わる事項

(2) 役員を選任に関わる事項

(3) 事業計画及び予算に関わる事項

(4) 事業報告及び決算に関わる事項

(5) その他本会の運営の基本的な方向に関わる事項、及び必要事項

(総会の定足数及び議決)

第22条

総会は、総数の2分の1以上が出席した場合に成立し、その過半数をもって決する。

2 やむを得ない理由によって総会に出席できない会員は、あらかじめ他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、出席したものとみなす。

(総会の議決権)

第23条

総会の議決権は、第5条に定める会員1団体1票とする。

(運営委員会の構成)

第24条

運営委員会は、運営委員を持って構成する。

2 運営委員会は運営委員長を置く。

運営委員長は運営委員の互選とする。

3 会計監事は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(運営委員会の開催)

第25条

運営委員会は、原則として毎月1回以上開催する。

(運営委員会の招集)

第26条

運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の審議事項)

第27条

運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会則の改正のうち軽微な事項。
 - (3) 事業の推進および運営事項。
 - (4) ワーキンググループの活動、事業の推進および運営事項。
 - (5) その他、事業の遂行上緊急性を要する事項。
- 2 運営委員会で審議する事項のうち、重要なものについては、運営委員長が総会にて会員に報告する。

第5章 雑則

(部会)

第28条

本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会を設けることができる。

- 2 会員は、自主的な研究会などの事業を実施したいとき、運営委員会の承認を得て部会を設けることができる。
- 3 部会は、その活動結果について運営委員会に報告する。

(事務局)

第29条

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長など、必要な職員を置き、事務を統轄する。
- 3 事務局長は運営委員会で推薦し、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(経費)

第30条

本会の運営に要する経費は、会費、助成金、事業収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第31条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第32条

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会においてこれを定める。

附則

- (1) 会則は、2007年7月13日から施行する。
- (2) 本会の設立当初の役員は、設立総会において選出された者をもって構成するものとし、その任期は、第14条の規定に関わらず2009年3月31日までとする。
- (3) 本会の設立当初の事業計画及び予算は、第24条第1項の規定に関わらず設立総会で議決する。

- (4) 本会の設立当初の事業年度は第29条の規定に関わらず、施行の日から2008年3月31日までとする。

附則 会則は、2016年6月15日から施行する。